

令和2年3月 2日策定
令和2年3月12日改正
令和2年3月27日改正
令和2年5月 1日改正
令和2年5月15日改正
令和2年6月 1日改正
静岡市

新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の運営に関する基本方針

本市は、新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の再開に関する方針（令和2年5月15日改正）と、県が各市町に参考として示した「県有施設における感染防止方針」などを準用して作成した「市有施設における感染防止方針」に基づいて、所管する公共施設の特性に応じた感染防止対策チェックリストを所管部署で作成し、感染防止対策を講じる準備ができた施設から順次再開していく方針を示したところである。

今後は、市が所有する公共施設の運営については、5月29日に開催された静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第11回本部員会議において決定された静岡県実施方針や、県有施設における感染防止方針（令和2年5月15日版）などに準拠し、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 施設管理者への感染防止策の徹底の要請

業種ごとに策定されたガイドライン等（資料②「業種別ガイドラインについて」）を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう、働きかける。

2 市有施設における感染防止方針

「所管する公共施設の特性に応じた感染防止対策チェックリストを所管部署で作成し、感染防止対策を講じる準備ができた施設から、順次再開する」こととし、「市有施設における感染防止方針（令和2年5月18日付け02 静総危危第640号）」を、別紙のとおり改める。

令和2年5月18日策定

令和2年6月1日改正

市有施設における感染防止方針

1 市有施設の感染拡大防止対策等

(1) 再開に向けた考え方

- ア 市有施設については、施設ごとに徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
- イ 市外からの来館者等が多く訪れる施設など、多人数の入館が見込まれる場合については、入館制限を行うなどの体制の整備を進める。
- ウ 感染が生じた施設については、速やかに休館し、消毒等の措置を講じる。

(2) 感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

<来館者>

- ア 必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと。
- イ 手指の消毒設備の設置を行うこと。
- ウ マスクの着用等の要請を行うこと。
- エ 「三つの密」を徹底的に避けること。
- オ 室内の換気や人と人との距離を適切にとること。
- カ その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと。

<職員>

- キ 検温等による体調管理を励行すること。
- ク マスク着用を励行すること。
- ケ 勤務シフト活用による時差出勤を実施すること。
- コ 休憩・食事時間を分散すること。
- サ 在宅勤務を積極的活用すること。
- シ その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと。

(3) 施設類型等に応じた対策

「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）（別紙1）」、「施設類型ごとの取組例（別紙2）」を参考とすること。

(4) 再開に当たっての留意事項

- ア 指定管理者制度を導入する施設においては指定管理者等との協議・調整を十分に行った上で、再開に向けた体制を整備すること。

- イ 本方針を基に、施設の特異性を踏まえた、施設ごとの感染防止対策チェックリストを定めること。
- ウ 各施設における感染防止対策チェックリストについては、市ホームページで公表することなどにより市民に明らかにし、その安心を確保すること。
- エ 各施設における感染防止対策については、必要に応じて医師等に意見を求めることにより、効果的な対策を行うこと。

2 催物（イベント等）の開催における留意点

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント等の開催に関する基本方針」の内容に準拠して実施すること。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置の 工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔に 留意	座席間隔 に留意・ 真正面は避 ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—	(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—	
従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散									

【出典】 緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）

施設類型ごとの取組例

1 劇場、観覧場、集会場、展示場等

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること

2 博物館、美術館

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）が確保されること

【参考】付施設における対策

1 物品販売業を営む店舗

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなど、徹底した感染症対策を実施すること

2 飲食店

- ①個室などの密閉した部屋の使用や、多人数での使用を控えること
- ②座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ③接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること
- ④従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること